

議会議案第28号

ブラック企業を根絶するため、労働法令の規制強化など効果的な対策を強く求める意見書の提出について

ブラック企業を根絶するため、労働法令の規制強化など効果的な対策を強く求めることに関し、次のとおり意見書を提出する。

平成28年12月22日提出

提出者	鎌倉市議会議員	岡	田	和	則
同	同	上	長	嶋	竜 弘
同	同	上	上	畠	寛 弘
賛成者	同	上	渡	邊	昌一郎

ブラック企業を根絶するため、労働法令の規制強化など効果的な対策を強く求める意見書

昨今、労働法令に違反する企業の問題が顕在化し、いわゆるブラック企業として深刻な社会問題となっている。大手広告代理店である株式会社電通では、社員が過重な長時間労働を強いられた結果自殺に至り、厚生労働省は、法定を超える時間外労働を行わせたものとして労働基準法違反容疑で強制捜査を行った。過去にも同社は、本社を初め各事業所で労働基準監督署より是正勧告を受けているにもかかわらず、結果として是正されず、今回最悪の事態に至ったことは経営者の遵法精神の欠如が問われなければならない。

一方、労働基準法に違反したとしても刑事責任が問われず、行政指導としての是正勧告のみで対処してきた厚生労働省にも責任の一端がある。

そもそも労働者の権利を著しく侵害し、労働者の心身への悪影響を及ぼす可能性のある労働基準法違反に対して軽い刑罰しか定められていないことも、問題の根底にあることを重く認識せねばならない。過労自殺につながるおそれのある法定の労働時間に違反した場合の罰則は、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金という軽微なものであり、長時間労働を抑制する効果のある割増賃金の規定に違反した場合も同様である。

また、厚生労働省は「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」を設けて、労働時間管理が適切に行われるよう指導しているが、法的拘束力はない。使用者は、本来、労働時間に係る法令を適切に履行するため、労働時間を適切に管理する責務を有しているはずであるが、それが行われず、労働時間の把握に係る自己申告制の不適正な運用等により、違法な長時間労働の隠蔽やそれに伴う割増賃金の未払いといった、使用者が労働時間を適切に管理していないことから多くの問題が生じている。下記において「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」の法制化を強く求めるゆえんである。

鎌倉市においても、障害者事業の委託先である社会福祉法人ラファエル会が時給換算324円で職員を深夜勤務させたことについて、藤沢労働基準監督署から是正勧告を受け、深夜勤務割増手当の未払い分について

2年にさかのぼり、およそ5,000万円が支払われることが新聞報道により明らかとなった。同法人は、社会的責任がより重く、公益を担う社会福祉法人であることが問題視されると同時に、労働債権の事項の規定に問題があることが明らかとなった。同法人では2年を超えるはるか以前から、割増賃金が未払いであったにもかかわらず、労働債権の消滅時効は労働基準法第115条により2年と定められていることで、2年を超える部分は無効となっている。このような、立場の弱い労働者が泣き寝入りしなければならない事態は深刻に受けとめなくてはならない。

また、労働基準法第114条には裁判所は労働者の請求により、これらの規定により使用者が支払わなければならない金額についての未払金のほか、これと同一額の付加金の支払いを命ずることができると規定されているが、この労働者の請求も違反のあった時から2年以内にしなければならないとされており、このような制度について労働者の立場に鑑みれば、この期間設定にも問題があると言わざるを得ない。

なお、同法人の理事を務める者が会長を務める社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会においても、過日、職員に対する行為・発言が不当労働行為と神奈川県労働委員会に認定をされた。同法人、社会福祉法人ラファエル会のいずれも鎌倉市と深いつながりを持つ法人であることから、労働法令遵守に係る問題は、鎌倉市においても深刻な状況と受けとめるべきである。鎌倉市としても、関連施設等において法令を遵守し、適切な労務管理が行われていることを確認することにより、利用者である市民に被害が及ばないように注視していくこととしている。

以上を踏まえて関係機関には、下記のとおり要請する。

記

- 1 労働基準法違反の罰則を強化し、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」を法制化すること。
- 2 司法警察員たる労働基準監督官の人員の拡充と権限強化すること。
- 3 労働債権の消滅時効並びに付加金の請求期限について労働者の立場を鑑みた見直しをすること。
- 4 国や地方自治体など公的機関が補助・委託・発注する場合には、相手先に対して適切な労務管理を義務づけること。
- 5 国・県・市は深刻化する労働問題に対処・予防すべく連携体制を強

化すること。

- 6 国民の労働リテラシーを醸成するため、労働法令等について教育の機会を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月27日

鎌倉市議会